

## 学校法人千代田学園 評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人千代田学園(以下「法人」という)の寄付行為第38条の規定に基づき、評議員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の評議員とは、法人において勤務することが常態の評議員をいう。
- (2) 非常勤の評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (3) 評議員の報酬及び手当等は、評議員としての職務執行に対して支給するものである。

### (評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の評議員には評議員の報酬を支給しない。
- (2) 非常勤の評議員が、学園からの依頼によりその職務を執行した場合は、実費弁償を含めて報酬を支給する。

### (報酬の支給)

第4条 報酬は、職務執行後速やかに支払うものとする。

### (非常勤の評議員の報酬)

第5条 非常勤の評議員が評議員会に出席した場合の報酬は、実費弁償も含めて日当10,000円と源泉所得税相当額とする。

### (評議員の手当)

第6条 非常勤の評議員の出張、研修会の手当は、実費弁償及び日当15,000円と源泉所得税相当額とする。

### (退職功労金)

第7条 退任した評議員に対して、任期に関わらず30,000円を支給する。

### (規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決議を経るものとする。

### (細則の制定)

第9条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を定めることができる。

附 則

1. この規程は、1988（昭和63）年12月1日から施行する。
2. この規程は、2007（平成19）年3月31日に一部改正する。
3. この規程は、2008（平成20）年4月1日に一部改正する。
4. この規程は、2020（令和2）年4月1日に一部改正する。